

『被災マンション建替え時の法律』

いざ大地震が発生したそのときに、管理組合・区分所有者がどう対処すべきか、また、被災したマンションをどう再建するかを、あらかじめ検討しておくことは、大いに意味があることと思います。

そこで、マンション連続講座第5回では、被災したマンションをどう再建するかについて、主として法律面からアプローチしてみたいと考えます。

皆さんの安全・安心なマンション生活が末永く続くことを願って、ご参加を呼びかけます。
なお、関係する主な法律は、次のとおりです。

- ①被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（被災マンション法）
- ②建物の区分所有等に関する法律
- ③マンションの建替え等の円滑化に関する法律
- ④建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ⑤被災者生活再建支援法
- ⑥大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法

建築ネットワークセンター副理事長

法学研究者 榎本 武光

◆日時 10月21日（土）13時30分～16時

◆会場 戸塚地域センター（高田馬場駅 早稲田口より 徒歩3分）

◆会費 一般：1,000円 会員：500円

※お願い 参加ご希望者は事前にご連絡ください。

電話：03-5386-0608

e-mail：kenchiku@d2.dion.ne.jp

URL：<http://www.kenchikunet.org/>

毎回、講座の終わりの30分間位は、講師を交えた参加者の交流タイムです。情報交換や問題解決の場としてご好評をいただいております。

